

# オットー・バウアー「オーストリアの諸民族の自決権」[翻訳]

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/27728">http://hdl.handle.net/2297/27728</a>

# オットー・パウアー 「オーストリアの諸民族の自決権」

上 条 勇

訳者はしがき

ここに訳出する論文は、Karl Mann, *Das Selbstbestimmungsrecht der österreichischen Nationen*, in: *Der Kampf*, Jg. 11, 1918, である。執筆者名がカール・マンとなっているが、これはオットー・パウアーのペンネームである。パウアーのこの論文は、1918年のオーストリア社会民主党理論誌『キャンプ』4月号に掲載された。カール・レンナー著『諸民族の自決権』(1918年)の出版直後に書かれ、これを論評するものである<sup>1)</sup>。レンナーのこの著書は、民族問題論に関するすぐれた思想書であるばかりでなく、第一次大戦末期のオーストリア社会民主党の民族政策を理解する上で重要である。そして、オーストリア社会民主党の民族政策の決定をめぐる、当時レンナーとパウアーとの間で民族自決権をめぐる激しい論争がなされた。

二人が論争した当時は、第一次大戦末期、ロシア革命後の世界史の激動期であり、両者の論争は、崩壊の危機に瀕した多民族国家のハプスブルク帝国で、オーストリア社会民主党がこのまま帝国政府を支え、これに協力し続けるか、ヨーロッパにおける平和(無賠償無併合の講和)と民主主義の革命に備えるかどうかの決定をめぐる主導権争いの一環であった。レンナーが前者を代表するイデオログをなし、パウアーが党内左翼少数派グループを代表する指導者として後者の主張を掲げた<sup>2)</sup>。

我が国では、民族自決権をめぐるレーニンとローザ・ルクセンブルクの論争が有名である。それに対してパウアーとレンナーの論争はあまり知られて

いない。しかし、マルクス主義の民族問題思想史においてこの論争に触れないのは片手落ちである。とりわけ、このレンナーとパウアーの論争は、オーストロ・マルクス主義の民族問題思想の根幹に触れるものである。論争においてパウアーの見解を鮮明に示した代表作とも言える本論文の訳出が、この理解に役立てられるならば幸いである<sup>3)</sup>。

### オットー・パウアー「オーストリアの諸民族の自決権」

<S.201>1902年にカール・レンナーは、オーストリアにおける民族闘争に関する著書を出版した。当時ヨーロッパでは平穏が支配していた。イギリスは南アフリカ、ロシアは東アジアで活動に取り組んでいた。バルカンの紛糾を解き放ったマケドニア革命は、まずは個別化されたゲリラ戦において告げられていた。各国境は固定しているように見えた。オーストリアの民族闘争は、純内政的問題として考えられ得た。『国家をめぐるオーストリアの諸民族の闘争』——レンナーは当時彼の著書をこう名づけた<sup>1)</sup>。どんな手段によって国家は諸民族の権力闘争を調停しうるのか。当時レンナーは問題をこう提起

#### 訳者注

- 1) 最近わが国で太田仁樹氏によってレンナーのこの著書が訳出された。カール・レンナー『諸民族の自決権』太田仁樹訳、御茶の水書房、2007年。
- 2) レンナーとパウアーの論争については、拙著『民族と民族問題の社会思想史』梓出版社、1994年、第4章のII、拙稿「民族問題思想におけるレンナーとパウアー——オーストロ・マルクス主義の民族的自治論を中心に——」(『金沢大学経済論集』第29巻第1号、2008年12月のIV、を参照されたい。
- 3) 本翻訳では、翻訳の技術的都合上必ずしも完全に位置が一致するとは言いがたが、参考までに『カンフ』における原文のページ数も本文中に埋め込む形で(たとえば、<S.202-S.203>というような形で)示すことにする。なお、パウアーは、民族を表す言葉として、NationとVolkの2つを用いている。両者を区別するために、Nationに民族、Volkにフォルクという訳語を当てる。また、本文中隔字体で表記されている部分はゴチックで示すことにした。

#### 以下原注

- 1) Rudolf Springer, „Der Kampf der österreichischen Nationen um Staat“. Wien, Deuticke, 1902.

した。

それ以来類なき嵐が全ヨーロッパの国家システムを動揺させた。多民族国家トルコはバルカン諸戦争において、多民族国家ロシアは世界大戦において打ち碎かれた。互いに闘争する2つの列強グループが、国家という強制組織に対して諸フォルクの自決権を布告した。すなわち、同盟諸国は、ロシアの辺境諸民族そしてフラマン人、アイルランド人、インド人、エジプト人の自決権を訴えた。これに対して西側列強は、エルザスとポーゼン(ボズナニ)、チェコ人、南スラブ人そしてルーマニア人の自決権を要求する。民主主義(勢力)は両グループの言質をとった。東側からトロツキー、西側からウィルソンが、新たな世界秩序の原理として諸民族の自決権を布告した。オーストリアの民族闘争はもはや単なる内政上の問題ではない。それは、戦場において決せられる、諸フォルクと諸国家の間の大きな対立の中に係留される。『諸民族の自決権、そのオーストリアへの特別な適用』——今やレンナーは彼の著書の完全改定第二版をこう名づける<sup>2)</sup>。<S.202-S.203>オーストリア多民族国家に共に生活する諸フォルクがどのようにしたらその自決権を獲得できるか——今では問題がこう提出される。

もとはオーストリアに限定された、内容の乏しい政治的文献であったレンナーの著書は、思想の豊かさ、概念形成の鋭さ、建設的な想像力によって高度なものになった。著書の個々の部分は、オーストリアの民族闘争に関心のない者にとっても非常に読むに値するものである。とりわけオーストリアの行政組織に対する模範的な批判がそうである。オーストリアの多民族問題の研究のためにこの著書は、再びもっとも重要な一源泉であり続けるであろう。

戦争は、世界におけるオーストリアの地位とオーストリアの諸民族の国家に対する関係を完全に変えた。戦争は、オーストリア問題に対する自分の立場を検証することを我々に強いもする。小稿ではレンナーの著書との批判的な対決が一つの重要な位置を占めるであろう。

---

2) Renner, „Das Selbstbestimmungsrecht der Nationen in besonderer Anwendung auf Österreich“. Erster Teil : „Nation und Staat“. Wien, Deuticke, 1918.

\* \* \*

いかにしてオーストリアの諸folkはその自決権を獲得しえるか？ 彼らはそれを帝国の枠内で実現できるのか？ あるいは帝国は、諸folkが自由になるために打ち砕かれなければならないのか？ レンナーは、諸folkがオーストリアの内部でその民族自決権を実現しうるし、そうすべきであると全力をあげて主張する。しかもおよそ、オーストリアが存在するという理由からだけではない。つまりオーストリアが現在の力の諸関係のもとでは解体され得ないのであり、したがって諸民族がオーストリアの存在に満足し、ともかく与えられた枠内で処理しなければならないという理由からだけではない。むしろレンナーは、諸民族国家へのオーストリアの解体が「必然的な社会的発展に逆行する修正」(S.75)であり、反動的であると考えている。レンナーは、もっぱら次の3つの論拠あげてこの見解を述べている。

1. 民族的論拠。スラブ人の諸領域が自由な諸民族国家を形成する一方で、オーストリアにおけるドイツ人の居住地域がドイツ帝国と合体するとするならば、ドイツ民族は、スラブ人諸領域の中での「その半月堡と居住地」の多く、たとえばプラハとブリュンにおけるドイツ人の障壁を放棄しなければならない(S.134)。同様にオーストリアの他の諸民族も他国の言語諸領域において自らの民族的少数者たちを見捨てなければならない(S.135)。<S.202-S.203>多民族国家に帰属することによってその民族的少数者たちと、他言語地域に取り囲まれた言語孤島(Sprachinseln)を維持するために、その完全な主権を放棄することは、諸民族にとって利益に適っているだろう。

我々は、この論拠を筋の通ったものとは思わない。ポーランド人にとって、リトアニアとウクライナにおける自民族の民族的少数者たちと同じ国家団体にとどまるためにだけの理由で、旧ロシア帝国内部での自治に甘んずることが利益となると、レンナーは信じているのか？ 我々は、諸民族が至るところで国家における自分の支配を求めて戦っているのを目にしている。しかも居住地域の外部に住む民族的少数者たち、その内たいていの者がどんな場合にもその周囲の環境への不可避的同化に屈するだろうが、彼らに強力な保護を与えるためにだけでは、いかなる民族もその国家性を放棄することはなかった。

2. 経済的論拠。「経済は民族を超える優位を獲得した。今日言語ではなく経済が諸国家を形成する」(S.133)実際にそうか? フィンランド, エストニア, リーフラント, クールランド, リトアニア, ポーランド, ウクライナが, 経済的に非常に密接に結びついた大ロシア領土から分裂しているのは, まさに今日ではないか? まさに今日, 東方において民族性原理が大ロシア経済領域を引き裂いているのではないか? オーストリアの諸民族の諸領域が密接な経済的絆によって互いに結びつけられているという事実は, 確かにそれのみではオーストリアにその存在を保障するのに十分ではないだろう。

レンナーは, まさにこの論拠を「マルクス主義的」だとみなしているのだろう。「諸民族を超える経済の優位」——これは史的・唯物論的に考えられているのか? 確かに資本主義的な発展は, 多くの諸民族を一つの経済領域に組み込み, そうすることによって彼らに共通の利害を与える。しかし, 同じ資本主義的な発展は, 新生の生活に向けて歴史なき諸民族をも目覚めさせ, また近代民主主義を生み出すのであり, 民族自決権を求める諸民族の志向を呼び起こす。こうして資本主義の発展そのものが2つの傾向の闘争を生み出す。つまり, 諸民族を政治的にもしっかりと結び合わせる諸民族の経済的結合への傾向と個々の諸フォルクの分離を駆り立てる諸民族の自決権への傾向との闘争である。これら二つの傾向の内どちらが強いかどうかは, 具体的な諸事情にかかっている。あらゆる民族, あらゆるケースにこれを同一に, ア・プリオリに決することは不可能である<sup>3)</sup>。

3. 国際社会民主主義の諸原則からの論拠。一つの卓越した叙述において, レンナーは<S.203-S.204>我々人類が民族に関していかなる立場に立たなければならないのか, 次のように指し示す。すなわち, いかに我々が個々のフォルクの無制限な主権において民族的な自由を実現すべきでなく, 大人類同盟において, つまりすべての民族が平等な権利をもってその意志形成に参加し, その意志に従う諸民族の大連邦においてこれを実現すべきであるかを

---

3) Kautsky, „Nationalstaat, imperialistischer Staat und Staatenbund“. Nürnberg 1915.—Kautsky, „Die Vereinigten Staaten Mitteleuropas“. Stuttgart 1916.—Kautsky, „Die Befreiung der Nationen“. Stuttgart 1917を参照せよ。

指し示す(S.26-32, S.123-129)。しかし、各国際社会民主主義者の未来の希望が未来の組織された人類に割り当てる役割を、レンナーは、現在のオーストリア国家に与えるのである。レンナーが思うには、社会民主主義的な見解によれば、諸民族は組織された人類に従属しなければならないのであるから、彼らはオーストリア国家に従属したままでいなければならない！ というのは彼にあっては多民族国家が将来の人類組織の一前段階であり一模範であるからである(S.36,129,149)。しかし、申し訳ないが、未来の「世界国家」はまさしく諸民族の共同体(Gemeinwesen)の一連邦となると考えることもできないのか？ 諸民族はまず諸多民族国家——それはそれでそれから「世界国家」へと連合することになるのであるが——の中で依然として連合しなければならないのか？ ポーランドとウクライナの独立、あるいはインドやエジプトの独立が「世界国家」にこれらの諸国(Länder)を編入することを困難に使得るといえるのだろうか？

オーストリアの生存能力と生存意義の問題は、そんなに単純で抽象的な諸論拠によっては答えられ得ないように我々には思われる。何よりもレンナーが混同する、次の2つの問題を区別しなければならない。つまり、①オーストリアがどうなるのかという問題と②国際社会民主主義の立場から見て、オーストリアが存在することが望ましいのかという問題である。

1. 戦争のこれまでの結果はオーストリアの存在の時間を若干確保した。たとえば20年間はオーストリアが存在し続けるであろうと、我々は非常に高い確信をもって予言しうるであろう。しかし、その後何が起きるかは、政治問題においても何ら前提をもうけない研究方法を習慣として使用する者は誰も敢えて予言しないだろう。これは、諸階級間、諸国家間の力の諸関係の全発展にかかっている。このことに関して、すべてがまだ流動的であり、ヨーロッパ諸国の将来のグループ化、ヨーロッパにおける階級諸闘争の将来の発展が予見できない今日、我々は何も確実なことは言えないであろう。

2. マルクスとエンゲルスは、1859年およびその後、オーストリアの存在が望ましいものであるとみなした。彼らは、オーストリアが国際反革命の支柱であるロシアの対抗力をなすという理由から、オーストリアの破壊が災いに満ちたものだと思じた。したがって、完全に首尾一貫して彼らは、ロシア

で革命が勝利するや否や、<S.204-S.205>オーストリアがその存在の正当性を失うであろうと結論した<sup>4)</sup>。もちろんマルクス、エンゲルスが間違っていたとは考え得る。我々はたとえば、かつてロシアが演じていた「合法性の守護者」(Hortens der Gesetzlichkeit)の役割がドイツ帝国主義によって引き受けられ得ると想定できるだろう。そして、もしもオーストリア＝ハンガリーがドイツ帝国主義の支柱ではなく、それに対する対抗力の一つになるというように内部変革されるならば、その時オーストリア＝ハンガリーの維持は全ヨーロッパ民主主義にとって非常に必要になるだろうと想定できる。そうなるかどうか、ドイツ帝国主義がロシア・ツァーリズムの相続者になるかどうか、オーストリアが反革命的なドイツ帝国主義の支柱になるか対抗力になるかどうかは、今日まだ誰も予言しえない。しかし、レンナーが問題に取り組んだような抽象的一般性ではなく、そのような諸考量に、オーストリア問題に対する国際民主主義の将来の関係がかかっているのである。

オーストリアの存在は、戦争の(これまでの)諸結果によって、近い将来は保障されている。したがって諸民族は、与えられた国家の枠内で可能な範囲でのみその自決権を達成しうる。レンナーは、オーストリア内部での民族的自己統治(Selbstregierung)を、オーストリアの多民族問題のもっとも理想的な、どんな事情のもとでも最良な、あらゆる民族にとって最も完璧な解決であると称揚する。我々は、証明されざるもの、そして証明できないものだとこれを見なす。とはいえ我々もまた、ヨーロッパにおける、この時期に与えられた力の諸関係もとのみ可能な解決を、その中に見いだす。

\* \* \*

レンナーは、その研究において、次のようなやり方をとる。すなわち、まず、諸民族が彼らの特別な民族的要求を満たすためにどんな法諸制度(Rechtseinrichtungen)を必要とするかと問う。彼はそれから、国家が自己の必要を満たすためにどんな法諸制度を必要とするかと問う。このようにレン

---

4) Engels, „Gewalt und Ökonomie bei der Herstellung des neuen Deutschen Reiches“. „*Neue Zeit*“, XIV, 1, S. 687を参照せよ。



ナーは、諸民族の要求と国家の要求を切り離して研究した後に、両方の必要を同じふうに満たすべき法諸制度の一体系を起草する。こうして、あたかもレンナーの憲法草案が民族的諸要求と国家の諸要求を一致させる唯一の可能性をなすような見せかけが得られる。しかし、これは実際には見せかけだけにすぎない。というのは、レンナーは、諸民族と国家を切り離して考察することによって、諸民族が諸階級からなり、国家が諸階級によって支配されていることを看過する。それ故、諸階級間の力の諸関係がどう形成されるのかにしたがって、<S.205-S.206> 諸民族と国家の間の対立が、全く異なる結果に導きうるということを看過する。我々は、若干の思考実験によってこのことをかなり明白にし得る。

我々は、労働者階級が無力な一時代において国家と諸民族間の対決が生ずると仮定しよう。民族的秩序は、この場合、8つの民族ブルジョアジーと官僚によって取り決められる。それはどのようなものになるのか？　メーレンのアウスグライヒ(和協)、パーメンのアウスグライヒ諸草案、ガリチア、プコヴィナにおけるアウスグライヒが我々にその例を与える。規制はしたがって、帝国にとって統一的に行われるのではなく、州ごとに行われる。そしてその手段は、投票権と自己の財政をもつ州議会クーリア(Landtagskurien)、極端な場合には官僚的なクライス(州と市町村の中間地域——訳者)首長と並ぶ金権政治的なクライス代表となろう。それはおよそ、フォン・ザイドラー氏の言う「帝室属州の境界を越えない民族自治」であろう。これも民族自治ではあるが、レンナーのそれとは異なるものである。プロレタリアートが無力であるとすれば、官僚とブルジョアジーが民族自治を取り決めるだろう。そのような民族自治である。

ここで我々は、反対の思考実験をすることにしよう。すなわち、プロレタリア民主主義が突然全能となり、官僚とブルジョアジーからすべての影響力を奪うと仮定しよう。この場合、諸民族間の対決はどのように行われるのだろうか？　まずどの民族もそのまとまって住む領域において構成され(konstituieren)、それから各個別民族の憲法制定国民議会が、オーストリアの他の諸フォルクに対する民族的諸関係、そしてオーストリアの外部にある自フォルクの民族国家に対する民族的諸関係を、諸協定を通して調整するであろう。このように「左翼」の民族綱領は解決を想定する。それは真の社会民主主義綱領である。

とくに、自身が単独で解決できる権力をもった場合に、どのように社会民主党がオーストリア問題を解決しなければならないかを述べる綱領である。まさにだからこそプロレタリア民主主義が単独で権力を我が物にすることが前提をなし、前提でなければならない。ついでに述べると、この権力はオーストリアだけでなく、この解決のための一つの前提となるものであるが、ドイツでも獲得されるべきものである。これも民族自治であるが、レンナーのそれとは再び異なるものである。ことに、プロレタリアートが単独で決定し得、官僚とブルジョアジーが無力であるとすれば現実になる民族自治である。

さて、レンナーの憲法草案が現実になるためには、諸階級間の力の諸関係がどういう形勢でなければならないのか？ レンナーは、次のような像を思い浮かべる。彼は、互いに闘争する8つの民族ブルジョアジーを見る。彼らの上に帝国の統一<S.206-S.207>と国家行政の技術的諸要求を守る超民族的官僚が立つ。彼らの下に、階級闘争の前提として民主主義と民族的平和を必要とする国際プロレタリアートが立つ。上からの官僚の圧力、下からのプロレタリアートの圧力のもとで、諸民族ブルジョアジーは、官僚が擁護する、国家行政の技術的諸要求と労働者階級が要求する民主主義的自治行政 (Selbstverwaltung) を満足させ、確かな民族的法秩序の形成によって諸民族の闘争を仲裁する、一つの協定を結ぶことを強いられる。そのような一協定は、超民族的な官僚と国際プロレタリアートの協力の結果であろう。

そのような協力を可能にしかつ必然にする状況に一度オーストリアがいたることは、確かに考え得る。労働者階級がそのような状況を利用しなければならないことは自明である。ちょうど、1905年の時に労働者階級が選挙権の獲得のために似たような状況を利用したようにである。この場合、我々は、レンナーによって提案されたものと似たような一憲法にいたり得る。しかし次のことを理解するのは重要である。すなわち、レンナーによって要求された秩序は決してオーストリアの諸民族の実現可能な唯一のものであるのではなく、諸階級間の完全に特定の諸関係のもとで、階級闘争の完全に特定の状況の結果として実現されうるものにすぎないことである。

レンナーは、オーストリア問題を一技術的問題としてのみ評価する。すなわち、我々がどのように諸民族と国家との関係をもっとも合理的に秩序づけ

るかというのである。そのことによって彼は権力問題を覆い隠す。つまり、この諸関係の秩序がどのように諸階級間の力の諸関係に依存しているかといった問題を覆い隠す。マルクス主義的な研究は、まさに権力問題を前面に出す。というのは、その時々民族秩序が、諸階級間の、その時々力の諸関係にかかっていることを述べるのが、その任務だからである。

\* \* \*

レンナーの計画にしたがった民族的秩序は、支配的諸権力——国王とその官僚・軍隊——とプロレタリアートとの協力の所産である。レンナー自身、支配的諸権力、「官憲政府」に新秩序の実施に際して重要な任務を割り振る。国家の運命に責任のある者は、国の国際主義的諸分子すべてを集め、<S.207-S.208>創造的な秩序形成に逆らうナショナリストたちの諸分子を「国家の敵および墓掘人」として斥け、「国際的階級諸グループとだけ交渉し」、必要ならば、「紛争の一時期さえ生む危険を冒すための」「力と勇気を持つべきである(S.34, 35)。上からの圧力は、それが絶対主義的な干渉にまで行きつこうとも（「紛争の時期」！）、民族的なブルジョアジーたちに平和を強要する。他方でプロレタリアートは、官憲政府によって「集められた」国際主義的分子の一つとして、下からの強要を完遂するべきだという。

官憲政府の指導下で仕事が成就されるとするならば、当然その内容も官憲政府の諸要求を満足させなければならない。そして、国王、官僚、とりわけ軍隊にとっては、統一国家の維持が心中にある。したがって、レンナーは、どんな民族にも、固く周囲を境界づけられた領域をもち、その内部では自分自身で統治し得る一つの真の国家を与えることはできない。レンナーは、統一国家を維持しなければならないのであり、この統一国家で国家内部における単なる属人的諸団体(Personenverbände)として諸民族を構成し、そしてこの諸団体に、真に国家的高権を付与しうることもなく、単に偽って構成国家の称号を与えるのである。

レンナーは、オーストリアを次のやり方で構成する。すなわち、国家領域は民族的に区分されたクライスに分割される。強く民族的に混合する領域では、混合クライスが形成され、その内部では個々の諸民族は、民族的帳簿に

おける国家市民の記載に基づき、公法的団体として構成される。諸クライスは、二重の方法でまとめられる。第一に諸民族、第二に諸地域(Territorien)にである。民族は、民族的な単一言語クライスのみでなく、混合クライスにおける、自民族に帰属する属人的諸団体をも包括する。したがって、混合クライスには、多くの民族の共同管理(Kondominium)が存在する。また自治的民族には、まとまった地域においては(全体を)統一的に規制し管理する必要のないような任務だけ割り振られる。したがってレンナーは、教育行政、科学・芸術等々の世話以上のものを民族に割り振ることができない。他方、地政学的な統一をなす諸クライスは、民族性を考慮することなく、諸地域に統一される。これらのクライスにレンナーはたとえば農地行政を振り当てる。国家的高権の重点はしかし依然として帝国に残される。

私は属人原理(Personalitätsprinzip)の反対者ではない。市町村とクライスにおける地方行政では民族的属人的諸団体を構成することはいたるところで有用である。しかしこれらの「半月堡」を自治的民族のために維持しようとするならば、つまり、自言語領域のみでなく、他言語領域におけるその属人的諸団体にも <S.208-S.209>彼らの高権を拡大しようとするならば、民族を領域諸団体として構成することができず、したがって彼らに本当の国家的高権をも付与できない。この場合民族自治の限界はあまりに狭く引かれざるを得ない。これに自分の国家を欲する民族は満足しないだろう。むしろ彼らは、他の居住領域に住む自民族の少数者を、帝国における他民族の諸構成国家の内部で公法的に保護された属人的諸団体として存在させ、その代わりに彼ら自身の居住領域の内部では真の国家的高権を行使することを選好するだろう。

レンナーの全計画・構想にとって特徴的なのは、すべての民族の民族評議会がウィーンに本部をもち(S.257)、したがってたとえばチェコ人の民族議会がプラハではなくウィーンで開会するべきだとするることである。民族を領域団体としてではなく、帝国全体に広がる一属人的団体として構成するつもりならば、これは筋の通ったものだと考えられる。これは高い程度において中央集権的な官僚の願望に迎合するものでもある。というのは、まさにこの方法で諸民族を構成することは国家の分裂として現れるのではなく、統一国家

をなおしっかりと結合する手段として現れるからである。しかしそれは、自分の国家をもち、自己の居住領域においては国家的高権を意のままにしたいとする諸民族の志向と矛盾する。

こうしてレンナーの憲法草案は、いかなる連邦主義的な粉飾にもかかわらず、本質的には中央集権的、統一国家的に考えられている。そのことによってレンナーは、何よりも統一国家を維持し、これを連邦国家に解体することを欲しない「官憲政府」に(彼の構想を)自薦するのである。しかしレンナーは、全東方において民族性原理が勝利している今日、諸民族をこの方法で満足させることが可能だと本当に思っているのだろうか？ レンナーは、自己の諸民族国家を要求するブルジョアジーに対して、彼のプランにしたがって変革した統一国家を防衛するために、「国際的階級グループ」としてすべての民族のプロレタリアを政府のまわりに「結集する」ことが本当に可能だと思っているのか？

レンナーは、自分の憲法草案を、諸民族と国家を一致させうる手段を示す、彼によって要求される「政治技術」学の成果だと考える(S.37, 89)。しかし、諸民族あるいはオーストリアの諸民族の労働者さえも、レンナーの起草する憲法の上で統一し、その中に満足を見いだし得るかどうかという問題に対しては、「政治技術」ではなく、政治心理学だけが答え得るのである。

\*            \*            \*

<S.209-S.210>1870年代にプロイセンの社会民主党が生まれた時、彼らは2つの権力に対面していた。一方の側にユンカー階級、官僚、軍隊に支えられたビスマルク政府、他方の側に政府に対して当時非常に激しく闘争していたブルジョアジーである。社会民主党は、これら二つの権力に対していかなる態度をとるべきだったか？

ラッサールは、政府ではなく、ブルジョアジーを次の、そして最後の敵だと考えた。彼は、ブルジョアジーに対してプロレタリアートと政府の協力を目指した。この方法で彼は普通選挙権を実現しようと望んだ。それに対してマルクスは、政府がブルジョアジーの執行委員会をなしているリベラルな国家を、ユンカー官僚が統治する官憲国家より高次の国家形態だと考えた。プ

ロレタリアートは、政府に対する闘争においてブルジョアジーを支持し前進させるべきであり、「官憲政府」を征服するブルジョアジーを助けるべきであるという。プロレタリアートは、続いて次に彼らとの闘争を行うためにも、まずリベラルなブルジョアジーを馬にまたがらせるべきであるという<sup>5)</sup>。

レンナーは、彼のすべての戦術的見解においてマルクス主義者ではなくラッサール主義者である。ブルジョアジーに対する官僚政府とプロレタリアートとの協力は、彼にあっては何か他のものと並ぶ一つの戦術的可能性をなすのみでなく、再三にわたって彼をもっとも強く引きつけ、他のすべてより彼が好む戦術的方法なのである。これにとって特徴的なのは、暫定予算案第1条に賛成するが戦時国債に反対した我が党議員の決議に、彼が『カンフ』誌の最新号で与えた誤った理由づけである<sup>6)</sup>。レンナーがこの決議を解説するには、(この決議によって)プロレタリアートは、「世界平和を求めるその階級利害に突破口を見出すために」、講和に反対して戦う民族主義的ブルジョアジーに対して、講和を締結する国家権力を支持しなければならないという。実際には、我が党議員団は、まさにその決議によって国家権力を支持することを拒絶した。彼らは、まったく別の理由から、国家業務の技術的な続行のための純形式的な承認をめぐってではなく、戦時国債の、はるかに重要な承認をめぐって国家権力と戦うことを優先した。レンナーはしかし、彼の戦術上お好みの方法の宣伝を行うために、この機会をも利用する。つまり、ブルジョアジーに対する政府とプロレタリアートの協力のためにということである。

<S.210-S.211>オーストリアに適用されたラッサールの方法——これが我々の語っている著書の政治的に基本的な考えである。支配権力の愛国主義とプロレタリアートの国際主義が、オーストリアの存在を脅かす民族性原理と戦うために結合される。統一国家への官僚の利害と民主的地方行政へのプロレタリアートの利害が、民族的諸国家領域にオーストリアを編制すること

5) ここでGustav Eckstein, „Der Marxismus in der Praxis“. Wien, Brand 1918, S. 28ff.も参照せよ。

6) Renner, „Klassenkampf und Budgetabstimmung“. „Der Kampf“, XI, S. 150ff.

を拒絶するために結合される。まさに「紛争の時期」であるならば、支配的国家権力の利害とプロレタリアートの利害を等しく満足させる一憲法をブルジョアジーに強要するために、政府は、「国際主義的分子」としてプロレタリアートを自らの周りに「集める」。

我々の考えによれば、ラッサールの方法、つまりブルジョアジーに対する官僚とプロレタリアートの協力といった方法は、常に、特殊な例外的ケースにだけ適用できるにすぎない。通例プロレタリアートは、政府との同盟ではなく、政府に対する闘争においてのみ、その歴史的任務を、またオーストリアの提出する特殊的な任務でさえも、果たし得る。

オーストリア政府は、ドイツ人ブルジョアジーとポーランド人クラブの票に支えられている。戦後には、戦前のようにもはや無条件にポーランド人の票を期待はできないだろう。つまり、ポーランド人たちは、ガリチアに「特別な地位を認められる」とか、ポーランド王国と統一されるならば、議員会館から去り、あるいは彼らの希望が欺かれるとすれば、反対派に移行するであろう。政府は、多くの場合において、かろうじてドイツ人ブルジョアジーになお支えられ得るであろう。そこでドイツ人社会民主主義者の数が議会で十分に大きくなるとすれば、彼らはどんな政府提案をも決定する。つまりドイツ人ブルジョアジーとともにドイツ人社会民主主義者も予算を承認するとすれば、政府は多数者となる。逆にドイツ人社会民主主義者が予算を拒否するとすれば、政府は少数者となる。国家は、次々と重大な危機に陥り、そしてこの危機は、官僚とドイツ人ブルジョアジーが、統一国家を維持できないということ、チェコ人と南スラブ人と協調し、自治的諸民族の一連邦国家にオーストリアを変革することに賛成せざるをえないということを確認するまで続く。まさに社会民主党が政府に対して原則的で譲歩なしの反対を固守するとすれば、それは、オーストリアの新生に賛成するように政府とドイツ人ブルジョアジーを強いることになる。政府とプロレタリアートの協力ではなく、政府に対する社会民主党の<S.211-S.212>原則主義的闘争が民族自治への我々の道である。

レンナーは、最新の論文でこう書いている。すなわち、「社会民主党クラブが、一つの無益な原則にしたがっていつも反対投票するのを強いられること

によって、かくも不真面目で無責任などんな民族主義的な妨害者も、ただちに、自ずと社会民主党の票の全重みを計算し、これを彼らの虜囚同然にその車の前につなぎうる<sup>7)</sup>、と。これは正しい。もしも我々が政府に対する原則的反対に固執するならば、我々は、我が票によって、統一国家に対して反対に立つ諸民族を強めるだろう。しかしまさしくこれが我々の役割なのである。というのは、まさにそのことによって我々は、統一国家を統治できる活動能力のある多数派の形成を不可能にするからである。まさにそのことによって我々は、急速に次々と続く一連の重大な危機に国家を陥れるのであり、そしてこの危機から抜け出る道は、統一国家を連邦国家に転換する憲法修正より他はもはやないのである。「いつも反対投票する」「無益な原則」は、したがって非常に良い意味をもつ。我々は、我が野党的立場によって反対派の諸民族の同志として現れることに物怖じしないだろう。というのは、まさに我々の反対が諸民族の反対を強化することによって、それは、闘争相手となっている諸民族との協調を国家に強いる、したがってオーストリアの「更新」を強いる。

オーストリアの諸民族の自決権を実現する憲法修正は、それが一般にこの国家の枠内で実現されうる限り、絶対主義の行為では困難であろう。レンナーによって啓蒙された絶対主義の行為でもない。我々が、国家に対する諸民族の関係を整えうる技術的手段を官僚に示すこと——レンナーが非常に明敏になすことだが——によっては、何もなされない。我々はむしろ、国家にこの手段の使用を強いる力の諸関係を形成しなければならない。政府に対する不屈の反対を通して、統一国家を相変わらず保守しようと望む諸勢力を弱体化させ、統一国家に反抗する諸民族を強化し、結局官僚とドイツ人ブルジョアジーが統一国家を統治するのを不可能にするまで、結局両者がすべてのフォルクの自決権に基づいて反対派の諸民族と協調すべきことを強いられているとわかるまでこれを続けることを通じて、我々は憲法修正を成し遂げる。自治的諸民族の一連邦国家へのオーストリアの変革は、<S.212-S.213>決して政治的技術の問題でも、単なる合目的性の問題でもない。それは一つの権

---

7) Renner, a, a, O., S. 153ff.



力問題である。

\* \* \*

オーストリア問題の解決は、しかし、オーストリア内部での力の諸関係だけにかかっているのではない。それは、全ヨーロッパにおける諸階級、諸folk、諸国家間の力の諸関係にもかかっているのである。

一つの連邦国家へのオーストリアの転換は、ハンガリーにおけるマジャール人の寡頭制を脅かすであろう。この転換は、したがってハンガリーがオーストリアの国内的諸関係に介入しない場合にのみ考え得る。この転換はそれゆえハンガリーにおける国王、ジェントリー、民主主義の間の力の諸関係の発展によって条件づけられている。

オーストリアにおける諸民族間の力の諸関係は、さらに我々の周囲にある諸民族国家の富、文化、力によって、そしてこれらの諸民族国家に対するオーストリア＝ハンガリーの関係によって条件づけられている。オーストリアの諸民族の自決権がどんな形態において実現されることになるかは、ポーランド、ウクライナ、ルーマニア、セルビアの発展の成り行きにかかっている。

オーストリアの国内的発展は、何よりもドイツ帝国における階級闘争の結果、ドイツ帝国主義かドイツ民主主義か、どちらが勝者となって現れるにかかっている。

オーストリアにおけるドイツ人ブルジョアジーの優勢は、ドイツ帝国とのオーストリア＝ハンガリーの同盟の強固さを確保する。それは、ヨーロッパのどんな危機においてもオーストリア＝ハンガリーの軍事力を計算に入れようとドイツに保障する。それは、ドイツ帝国主義に、ドイツ系オーストリア人の軍事力みでなく、オーストリア＝ハンガリーにおけるスラブ人、マジャール人、ルーマニア人の軍事力にも支えられているという保障を与える。それは、ドイツ帝国主義に、ドイツ民族の力を超えて広がる一つの権力を与える。

ブレスト＝リトフスクの講和によってドイツ帝国主義は、その勢力範囲をさらになんかなり拡大した。ドイツ帝国主義は今では、ドイツ民族の力、オーストリア＝ハンガリーの力のみでなく、ロシアから分裂した周辺諸folkの経済的・軍事的力によっても自己の権力を支えようと試みる。ドイツ帝国主

義がこれに成功したならば、ドイツ帝国は、ロシアがニコライ1世のもとで占めていたような、ヨーロッパにおける支配的地位を獲得し、そしてこの強力な支配組織を維持するために、<S.213-S.214>ロシアがニコライ1世のもとで行使したのと同じ方向で、ドイツ帝国はその力を行使するであろう。ポリシェヴィキに対する戦役とフィンランドへのドイツ部隊の干渉は、この発展がどこを目指しているのかを示している。

そのような事情のもとでは、戦後に、ドイツ帝国主義に対するオーストリアの独立を励まし、オーストリア＝ハンガリーにおける非ドイツ人諸民族の影響力を強化し、ドイツ人ブルジョアジーが支配する単一国家を自治的諸民族の一連邦国家に変革することが、全ヨーロッパ民主主義の利害となるだろう。

しかしまさにこれが、一方でオーストリアにおけるドイツ人ブルジョアジーを怒らせ、今日死せるドイツ民族統一主義を新生にむけて目覚めさせ、他方でドイツ帝国主義をして、この時もはやその権力の一支柱ではないオーストリアとの関係を修正するように誘うであろう。こうなるとすると、オーストリア問題が、いつかは一つの乱暴な解決——レンナーが目指すのとはまったく異なる一解決——、すなわち大ドイツ主義的・帝国主義的な解決を見いだすことは考え得るだろう。

ドイツにおいて帝国主義そのものが克服され、ドイツ民主主義が勝利するならば、事情は異なる。ドイツ民主主義の民族綱領は、ドイツ帝国主義の民族綱領とは根本的に異なる。ドイツ民主主義は、今日直接的あるいは間接的にドイツ人ブルジョアジーによって支配されている諸民族を解放しなければならないだろう。しかし、まさにそれ故、ドイツ民主主義にとって、ドイツ・フォルクの分裂に甘んずることが難しい、一理由がある。民主主義的なドイツがもはや他の諸民族の力に支えられず、ドイツ・フォルクの力にだけ支えられることになることになれば、それはおそらく全ドイツ・フォルクの力に支えられることを望むだろう。それは、この場合、おそらく1866年と1878年の(歴史的経過の)背後に隠れていた、1848年の民主主義的な解決——大ドイツ主義的・民主主義的解決——に立ち戻ることを望むだろう。

レンナーは、オーストリアの諸フォルクがその自決権を獲得しうる唯一可

能な、唯一目指す価値のある形態だとして彼が素描するオーストリア憲法を提出する。まず、一方に国家、他方に民族がその真の利害を認識するとすれば、レンナーが考えるには、彼らは「政治技術的」に確定された憲法の上に自らを統一するに違いないという。実際には、オーストリアの諸民族の自決権は、種々の形態において実現されうる。というのは、その実現形態は、オーストリアにおける諸階級間の力の諸関係のみでなく、ヨーロッパにおける諸階級間の力の諸関係にもかかっているからである。<S.214-S.215>我々がドイツ帝国主義に立ち向かう限り、一つの多民族連邦国家へのオーストリアの転換は、オーストリア問題の考え得る諸解決の内、オーストリアの諸フォルクの利害だけでなく、ヨーロッパ民主主義の利害にも相応する唯一のものである。しかし、もしもドイツで民主主義が勝利するならば、オーストリアのすべての諸フォルクの民族自決権は、別の、完全な形態において実現され得るだろう。